

第7期荒尾市障がい福祉計画

令和6年3月

荒尾市

はじめに

令和3年3月に策定しました「第6期荒尾市障がい福祉計画」の期間終了に伴い、令和6年度から8年度までの本市の障がい福祉サービスの見込量とその確保の方策を定める「第7期荒尾市障がい福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、地域生活支援の充実として強度行動障がい者を有する方の支援ニーズの把握及び支援体制の確保、地域サービス基盤の開発・改善及び取組実施のための協議会の体制確保などの目標を新たに盛り込みながら、必要な見直しを行いました。

令和6年3月に策定した「第4次荒尾市障がい者計画」と連携を図りながら、障がいの有無に関わらず、共に生きる社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの確保に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、専門的な立場から貴重な御意見、御助言を賜りました荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会の皆様をはじめ、ヒアリングやアンケートに御協力いただいた関係団体や市民の皆様、その他関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月



荒尾市長 浅田 敏彦

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画策定の体制及び経緯	4
(1) 計画策定の体制	4
(2) 計画策定の経緯	5
5 計画の推進体制	6
第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状	7
1 データでみる障がい者の状況	7
(1) 人口の状況	7
(2) 高齢化の状況	8
(3) 障がい者の状況	9
(4) 身体障がい者の状況	11
(5) 知的障がい者の状況	14
(6) 精神障がい者の状況	15
(7) 障がい児の就学の状況	17
第3章 計画の基本方針	18
1 国の基本指針等を踏まえた対応	18
2 国の基本指針に基づく成果目標の設定	19
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	20
成果目標3 地域生活支援の充実	22
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等	24
成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	26
成果目標6 相談支援体制の充実・強化等	28
成果目標7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	30
3 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策	31
(1) 障がい福祉サービスの見込み量	31
(2) 児童福祉法上のサービスの見込み量	42
(3) 地域生活支援事業の見込み量	46
成年後見制度の利用促進	49
資料編	55
1 第4次荒尾市障がい者計画の概要	55
2 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例	56
3 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿	57

■「障がい者」の表記について■

「障害」及び「障害者」の表記については、熊本県の取扱いにならい、「障がい」及び「障がい者」のように、ひらがな表記を採用しています。

◇「障害」という言葉が、「ひと」を直接的に形容する場合等は「障がい者」とします。

◇国の法令や制度、施設名、あるいは法人、団体等の固有名詞は、そのまま“害”の字を使用します。 例) 法令・制度＝障害者総合支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当など

なお、「障がい福祉計画」の名称について、第1期計画（平成18～20年度）までは漢字を使用していましたが、第2期計画（平成21～23年度）より「荒尾市障がい福祉計画」として改め、ひらがな表記を採用しています。

これにより、本文中、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」や第1期の障害福祉計画を指す場合は漢字を使用し、第2期計画以降を指す場合はひらがな表記としています。

また、本計画の策定組織である「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」については、固有名詞として漢字表記としています。

<本計画における表記について>

計画書内の下記の表記については、文脈や字数の関係上、右側の表記を基本としています。

- ・障がいのある人 → 障がい者
- ・障がいのある子ども → 障がい児
- ・障がい福祉サービス → サービス
- ・障がい福祉事業所 → 福祉事業所

※障がいのある人は18歳以上、障がいのある子どもは18歳未満の年齢が対象となります。

※障がい者は、障がい児・者の場合も含まれます。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法（現「障害者総合支援法）」では、各自治体に対し市町村障害福祉計画の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。また、平成30年4月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、各自治体に対し市町村障害児福祉計画の策定が義務付けられております。

本市ではこれまで、6期にわたって障害福祉計画を策定しています。本計画は、令和5年度をもって計画期間を終了する第6期計画を見直し、障害児福祉計画及び市町村成年後見制度利用促進基本計画^{※1}と一体的に策定するもので、令和5年度からの3か年を計画期間とする「第7期荒尾市障がい福祉計画」とします。

本計画は、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に行うことを目的として策定いたします。なお、策定に当たっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握したうえで、成果目標の設定やサービスの必要量の見込みを行います。

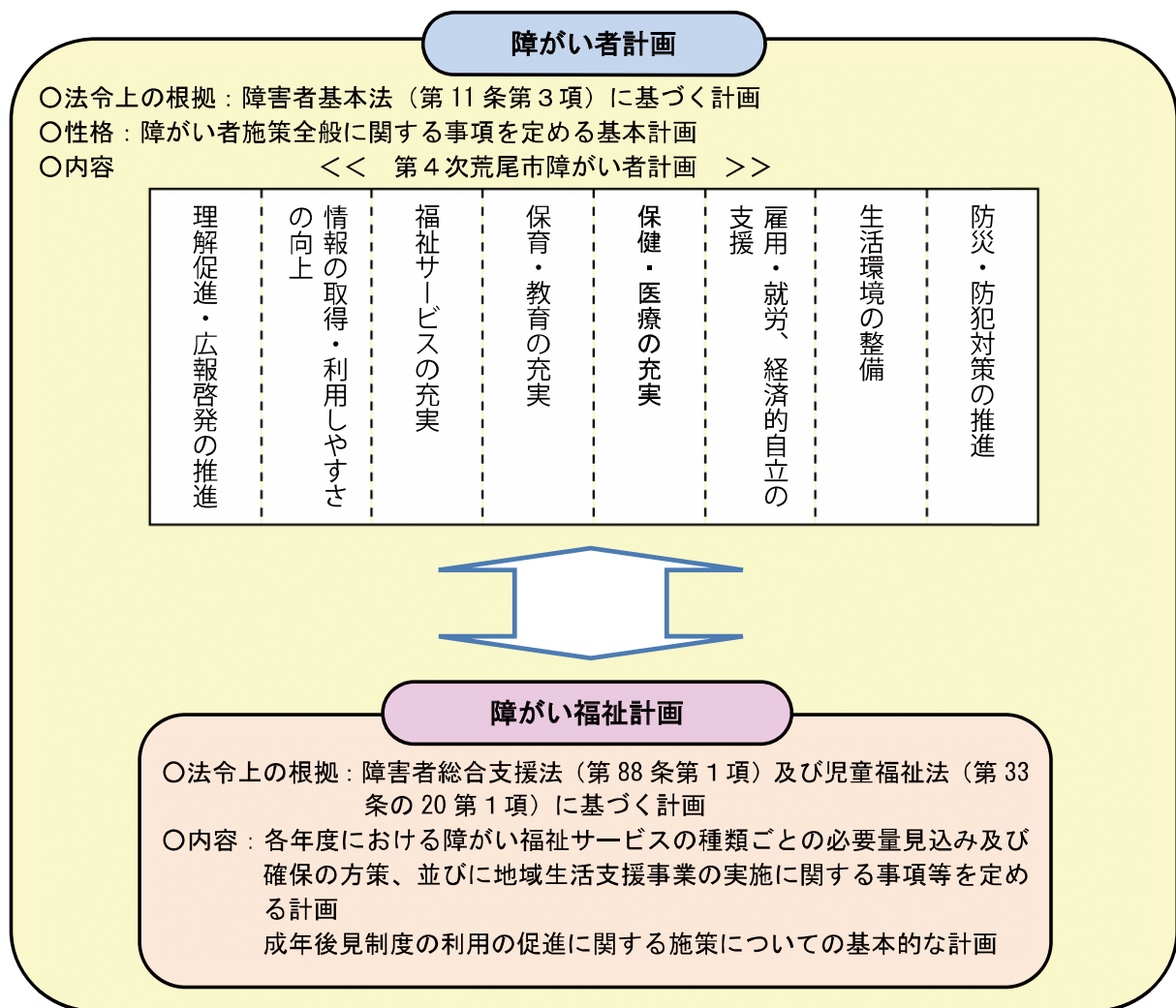
※1 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく障がい福祉サービスや障害児通所支援等の必要量の見込み量や提供体制の確保の方策等について定める計画です。

計画の策定にあたっては、市の最上位計画である「荒尾市総合計画」や「荒尾市地域福祉計画」、障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づき策定される、本市の障がい者のための施策に関する基本的な方向性を示す「荒尾市障がい者計画」との整合を図ります。

図表 1 障がい者計画と障がい福祉計画の関係



3 計画の期間

障がい福祉計画は、国が定める計画期間に基づく3か年を1期とします。「第7期障がい福祉計画」は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とします。

また、障がい福祉分野における上位計画である「第4次荒尾市障がい者計画」は、令和6年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とした6か年計画です。

障がい福祉計画の2期（6年）に1回、両計画を同時に改定し、両計画の整合性及び連携を図ります。

図表 2 計画の期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者計画	第3次荒尾市障がい者計画 (平成30～令和5年度)						第4次荒尾市障がい者計画 (令和6～令和11年度)					
	障がい者施策全般に関する事項を定める基本計画											
障がい福祉計画	第5期荒尾市障がい福祉計画 (平成30～令和2年度)		第6期荒尾市障がい福祉計画 (令和3～令和5年度)			第7期荒尾市障がい福祉計画 (令和6～令和8年度)			第8期荒尾市障がい福祉計画 (令和9～令和11年度)			
	令和2年度を目標にサービス見込量等を設定		令和5年度を目標にサービス見込量等を設定			令和8年度を目標にサービス見込量等を設定			令和11年度を目標にサービス見込量等を設定			

4 計画策定の体制及び経緯

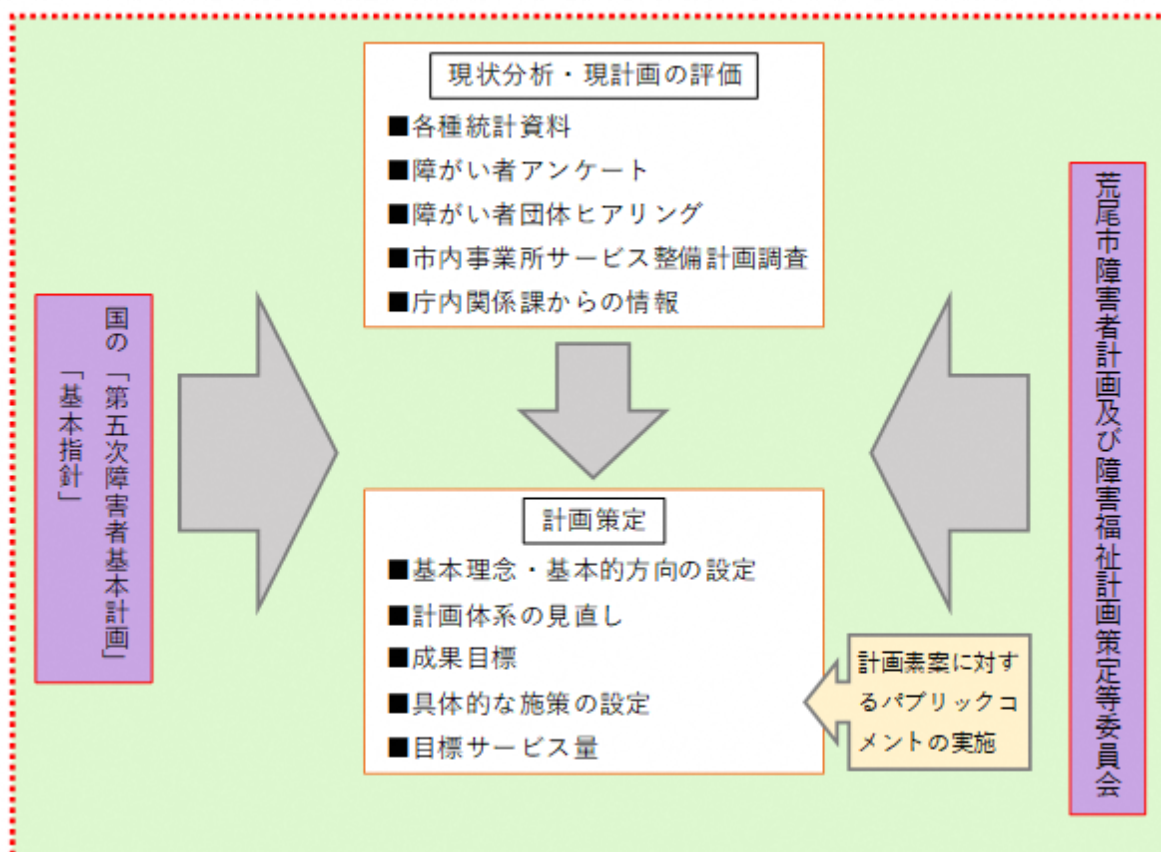
(1) 計画策定の体制

本計画の策定は、学識経験者、障がい者団体、障がい福祉に関わる関係者、保健・医療関係者等で構成する「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を経て策定します。

障がい者施策に関わる現状やニーズ等については、委員会からの意見、障がい者アンケート、障がい者団体ヒアリング、市内事業所サービス整備計画調査、庁内関係課からの情報等を把握し、計画策定の基礎資料として活用します。

さらに、計画内容に市民の意見を反映するため、計画素案に対するパブリックコメントを実施します。

図表 3 計画の策定体制



(2) 計画策定の経緯

年月	内容
令和5年7月	障がい福祉アンケートの実施
令和5年7月	第1回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 計画策定の概要 (2) 第5次障害者基本計画(国)の概要 (3) 第7期障害福祉計画に係る基本指針の見直しについて (4) 障がい者の状況 (5) アンケート調査票回収結果(速報)
令和5年8月	障がい者団体ヒアリングの実施 市内事業所に対する障がい福祉サービス整備計画調査の実施
令和5年9月	第2回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 第1回委員会質疑応答に関する回答について (2) アンケート調査・団体ヒアリング結果報告 (3) 障がい福祉計画の成果目標について (4) 障がい者計画の基本理念及び骨子について
令和5年12月	第3回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) 素案の審議
令和6年1月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	第4回荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会 議事 (1) パブリックコメント結果の報告 (2) 最終計画案の確認

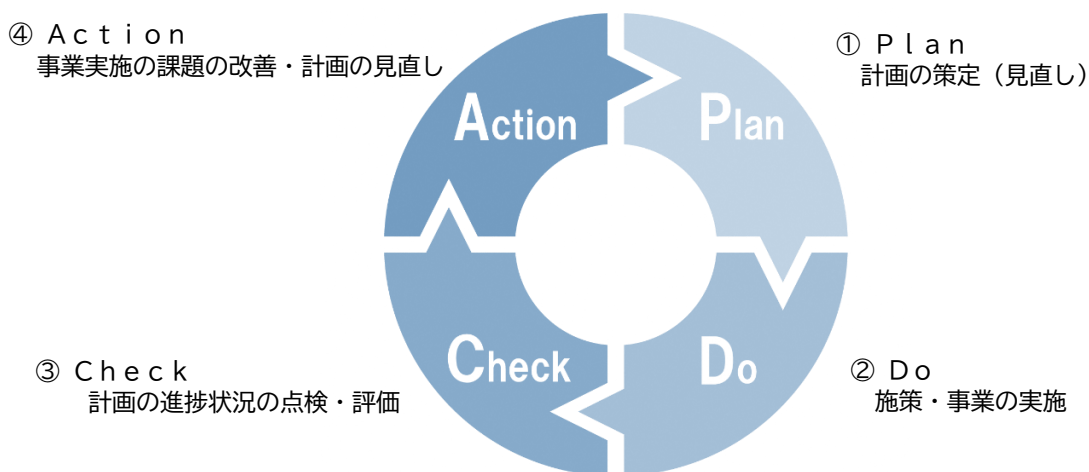
5 計画の推進体制

本計画は本市の障がい福祉計画と各分野において密接な関係をもち、両計画の整合性と連携を図る必要があるため、本計画に掲げた事業の実施に当たっては、障がい福祉事業所はもとより、障がい者団体等の関係機関との連携が不可欠となります。

そこで、あらゆる機会を通じて障がい者施策に関わる現状やニーズ等を把握し、施策に反映させていくように努めるとともに、障がい福祉事業所や障がい者団体等の関係機関と連携し、障がい者施策を推進します。

計画に定めた事項については、定期的に進捗状況の調査・分析及び評価を行います。本市では毎年度、成果目標や事業の実施状況を把握し、「荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会」の審議を受けて、進捗管理を行い、必要と認めるときは計画の見直し等の措置を講じるなど、PDCAサイクルの考えをもとに取り組みます。

図表 4 PDCAサイクル



第2章 荒尾市の障がい者を取り巻く現状

1 データでみる障がい者の状況

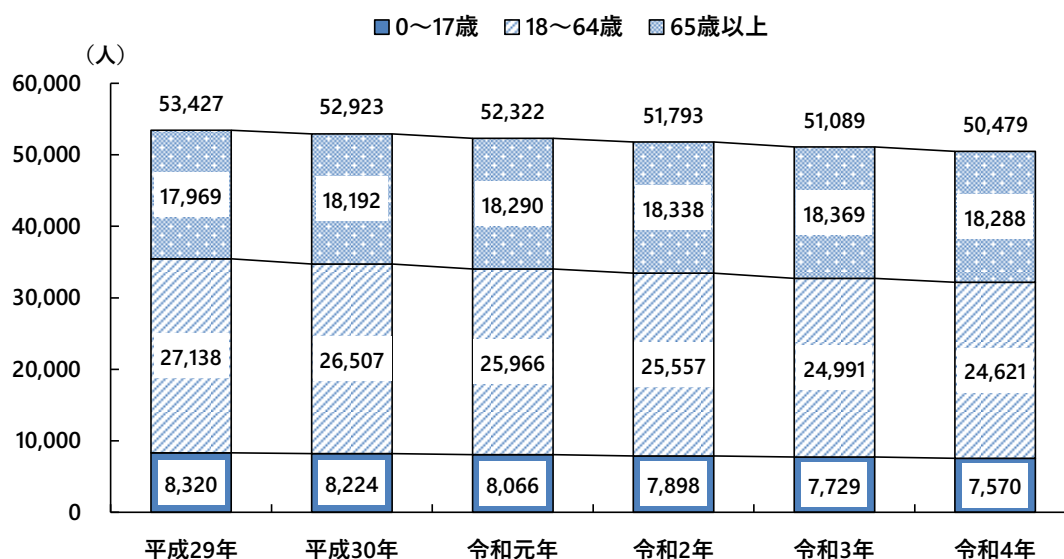
(1) 人口の状況

本市の総人口は令和4年9月末時点で50,479人であり、平成29年以降、減少傾向で推移しています（図表5）。

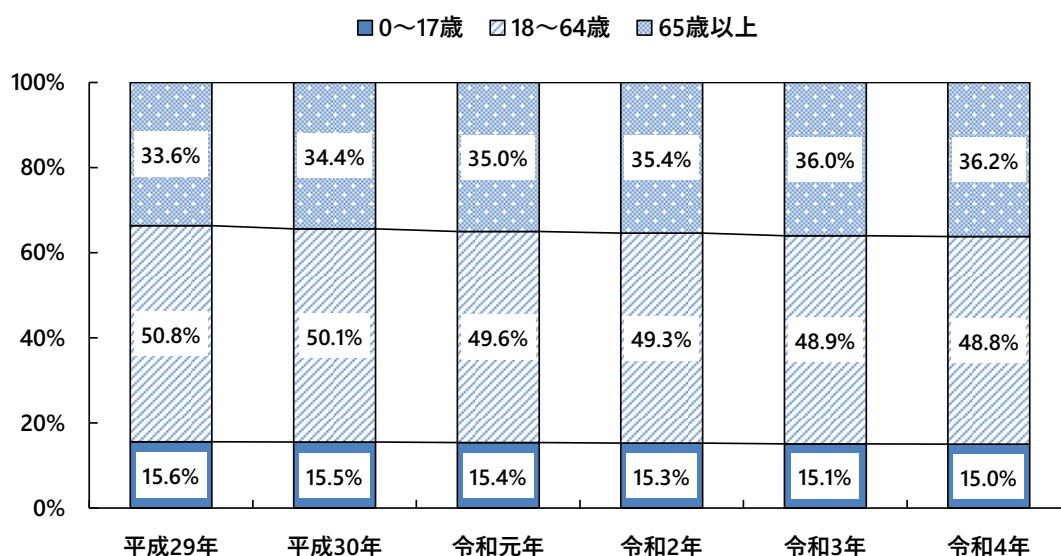
人口構成比の内訳をみると、65歳以上の人口割合は継続して増加しており、令和4年時点で18,288人、高齢化率は36.2%となっています（図表6）。

一方、0～17歳、18～64歳の人口の割合は減少が続いています。

図表5 人口構造の推移



図表6 人口割合の推移



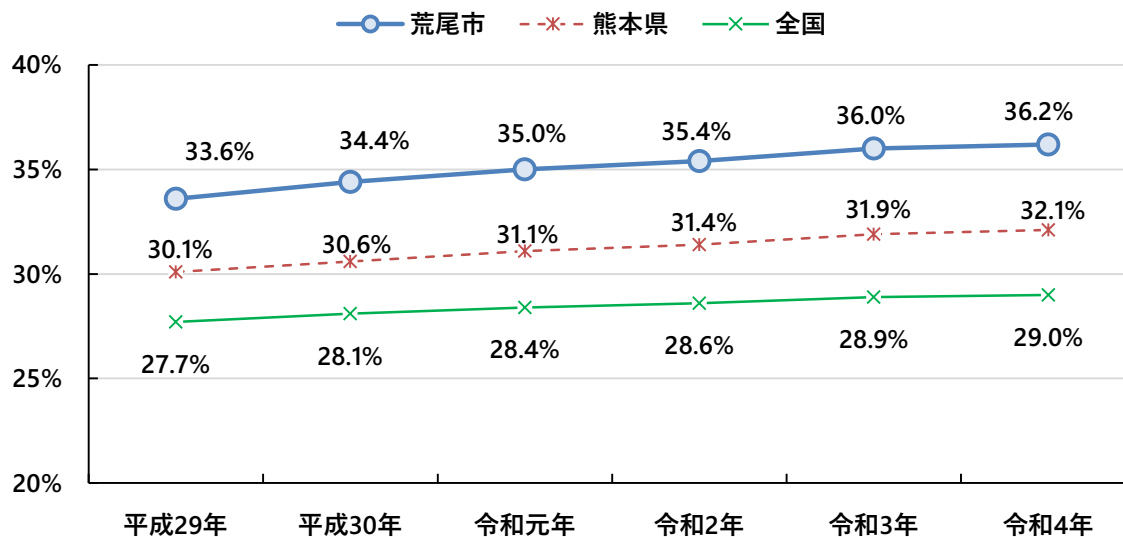
（図表1・2）資料：荒尾市住民基本台帳（各年度9月末日現在）

(2) 高齢化の状況

本市の高齢化率は、国、県の高齢化率より一貫して高く推移しています（図表 7）。

令和4年は36.2%と、全国（29.0%）と比較して7.2ポイント、県（32.1%）と比較して4.1ポイント高い状況です。

図表 7 高齢化率の推移



資料：荒尾市：住民基本台帳（各年度 9 月末日現在）

熊本県：総務省統計局推計人口（各年度 10 月 1 日現在）

全 国：総務省統計局推計人口（各年度 10 月 1 日現在）

(3) 障がい者の状況

①障がい者・難病等患者数

本市の障がい者数の状況は、令和5年度現在、身体障がい者（身体障害者手帳交付者）が2,401人、知的障がい者（療育手帳交付者）が711人、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳交付者）が601人、精神障がい者（自立支援医療[精神通院医療]利用者）が1,064人、難病等患者が617人となっています（図表8）。

図表8 障がい者・難病等患者数（単位：人）

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障がい者 （身体障害者手帳交付者）	2,401	33	2,368	0.048
知的障がい者 （療育手帳交付者）	711	221	490	0.014
精神障がい者 （精神障害者保健福祉手帳交付者）	601	19	582	0.012
精神障がい者 （自立支援医療[精神通院医療]利用者）	1,064	49	1,015	0.021
難病等患者 （難病医療費助成利用者）	617	0	617	0.012

資料：障がい者数：荒尾市、難病等患者：有明保健所（令和5年3月31日現在）（単位：人）

※総人口比は、総人口に占める各障がい者・難病等患者総数の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、（精神障害者保健福祉手帳交付者）と（自立支援医療[精神通院医療]利用者）の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

②65歳以上の障がい者・難病等患者数

障がい者及び難病等患者の総数に占める65歳以上の割合は、身体障がい者が特に高く78.1%を占めています。一方、知的障がい者では8.4%と低くなっています。(図表9)。

図表9 65歳以上の障がい者・難病等患者数(単位:人)

	総数	65歳未満	65歳以上	65歳以上の占める割合
身体障がい者 (身体障害者手帳交付者)	2,401	526	1,875	78.1%
知的障がい者 (療育手帳交付者)	711	651	60	8.4%
精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳交付者)	601	466	135	22.5%
精神障がい者 (自立支援医療[精神通院医療]利用者)	1,064	809	255	24.0%
難病等患者 (難病医療費助成利用者)	617	236	381	61.8%

資料:障がい者数:荒尾市、難病等患者:有明保健所(令和5年3月31日現在)(単位:人)

※65歳以上の占める割合は、各障がい者及び難病等患者の総数に占める65歳以上の割合です。

また、精神障害者保健福祉手帳交付者が自立支援医療[精神通院医療]を利用している場合があるため、(精神障害者保健福祉手帳交付者)と(自立支援医療[精神通院医療]利用者)の合計が、精神障がい者の総数ではありません。

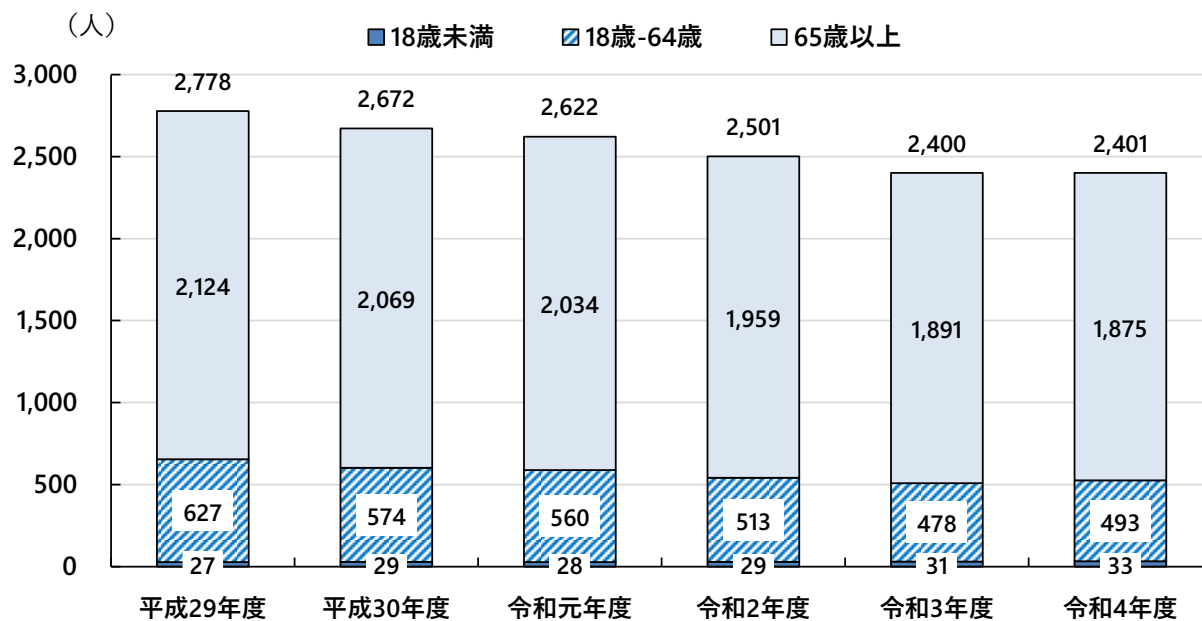
(4) 身体障がい者の状況

①身体障害者手帳交付者数の推移

身体障害者手帳の交付者数は、平成 29 年度以降減少傾向にあります（図表 10）。

令和 4 年度現在で、手帳交付者の総数は 2,401 人で、そのうち 1,875 人が 65 歳以上となっています。

図表 10 身体障害者手帳交付者数の推移（年齢別）



資料：荒尾市（各年度末現在）

②身体障害者手帳交付者の状況

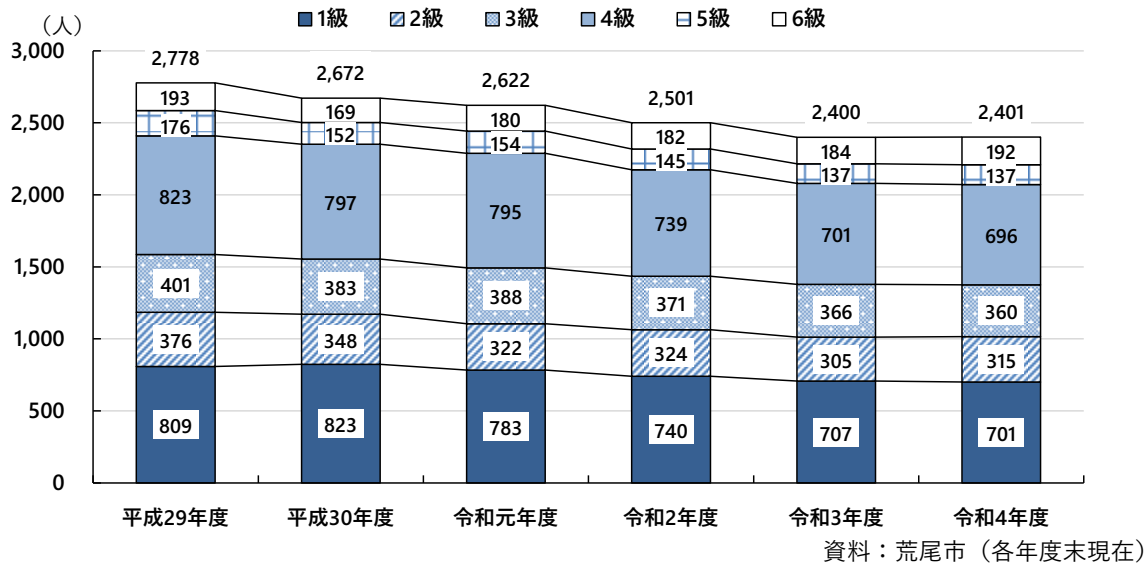
身体障害者手帳交付者数を等級別にみると、1級が最も多く、次いで4級が続きます（図表 11）。

等級別の推移を見ると、平成 29 年度以降、1 級から 5 級は、ほぼ減少傾向で推移している一方、6 級は平成 30 年度以降、微増傾向で推移しています。

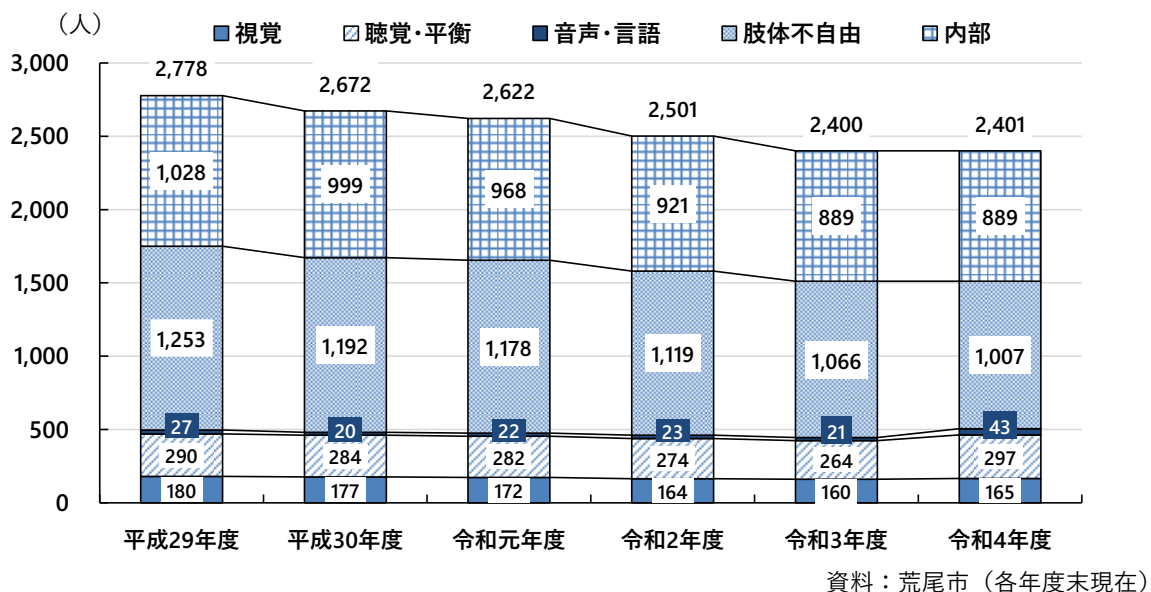
障がいの種類別に手帳の交付者数をみると、肢体不自由、内部障がいが大部分を占めています（図表 12）。

障がいの種類・等級別に手帳の交付者数をみると、視覚障がい、内部障がいでは重度の等級が多くなっています（図表 13）。

図表 11 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



図表 12 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類別）



図表 13 身体障害者手帳交付者数の推移（障がいの種類・等級別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
総数	701	315	360	696	137	192	2,401
視覚障がい	57	52	10	12	17	17	165
聴覚障がい ・平衡機能障がい	19	61	40	101	2	74	297
音声・言語機能障がい	7	13	14	9	0	0	43
肢体不自由	156	174	185	273	118	101	1,007
内部障がい	462	15	111	301	0	0	889

資料：荒尾市（令和5年3月31日現在）

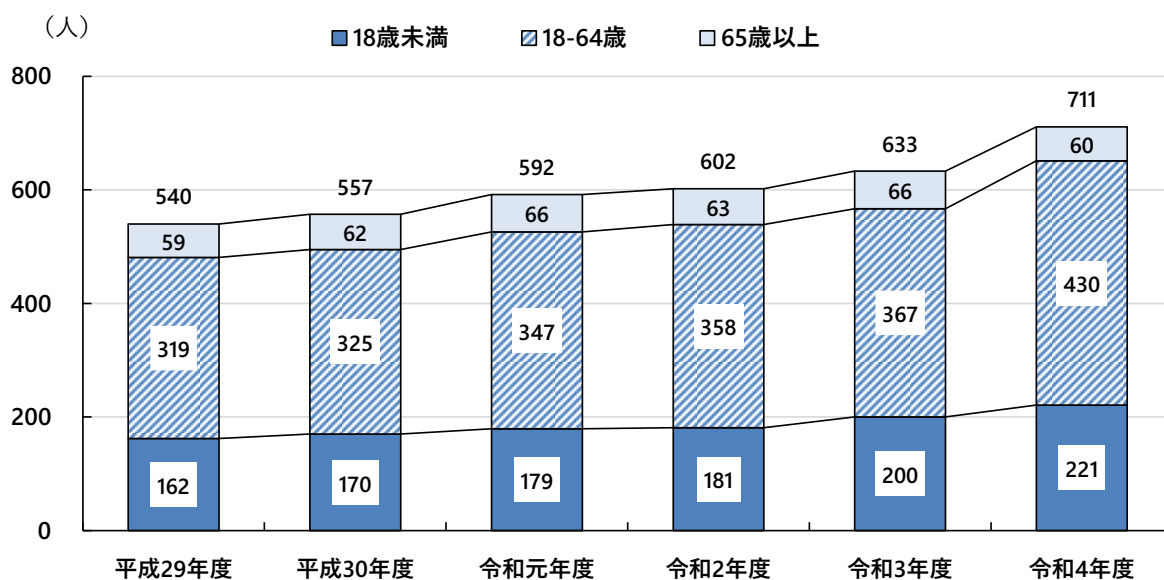
※重複障がいのある人については、等級は総合等級、障がい区分は主障がいでカウントして記載。

(5) 知的障がい者の状況

①療育手帳交付者数の推移

療育手帳交付者数の推移をみると、総交付者数は平成29年度以降、増加傾向で推移しており、令和4年度現在で711人となっています（図表14）。

図表14 療育手帳交付者数の推移

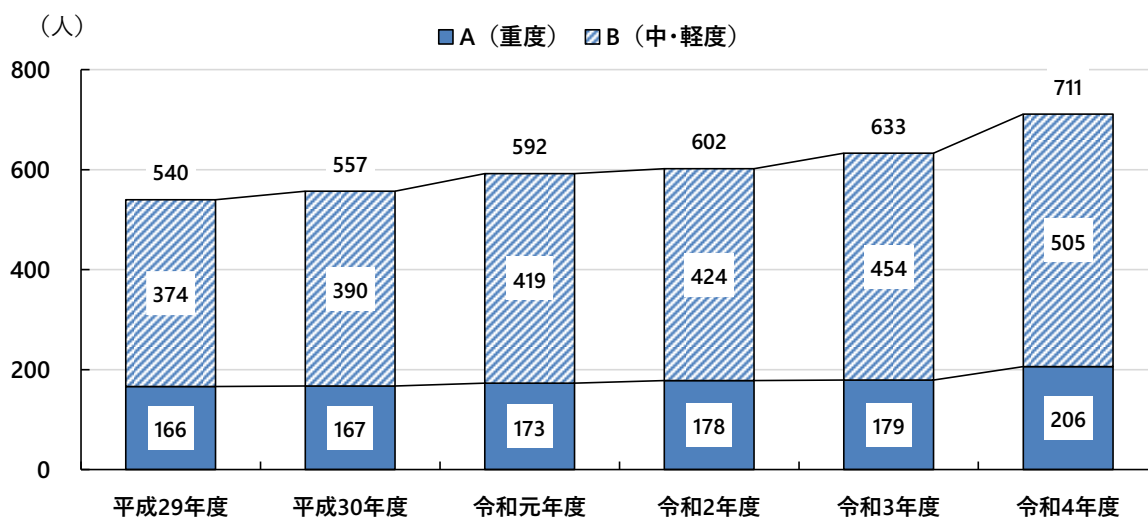


資料：荒尾市（各年度末現在）

②療育手帳交付者の状況

療育手帳交付者の状況を障がい程度別に見ると、平成29年度から令和4年度にかけて、A（重度）は約1.2倍、B（中・軽度）は約1.4倍増加しています（図表15）。

図表15 療育手帳交付者数の推移（障がいの程度別）



資料：荒尾市（各年度末現在）

(6) 精神障がい者の状況

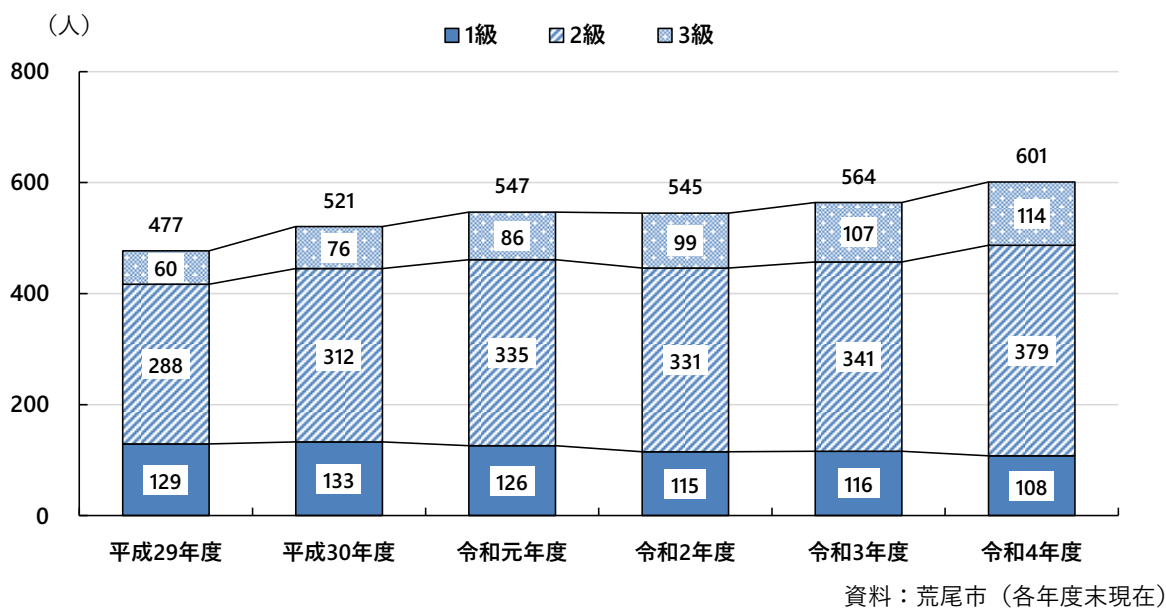
①精神障害者保健福祉手帳交付者の推移

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移を見ると、平成29年度以降、継続して増加しています（図表16）。

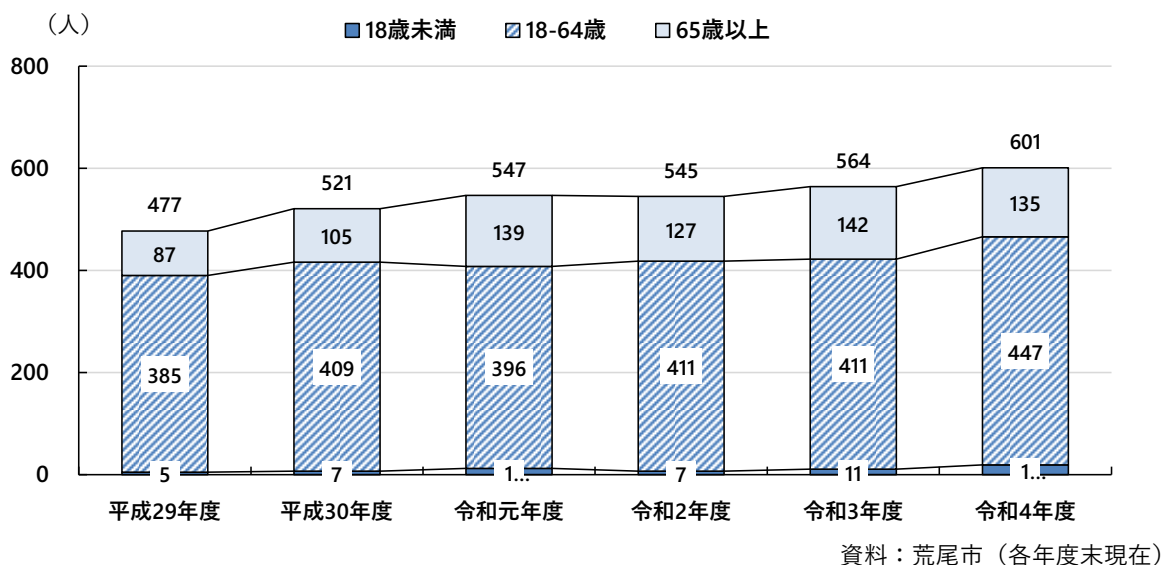
等級別の内訳をみると、2級が最も多く、次いで3級、1級と続きます。

年齢別にみると、18-64歳が最も多く、令和4年度末時点で447人となっています（図表17）。

図表 16 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移



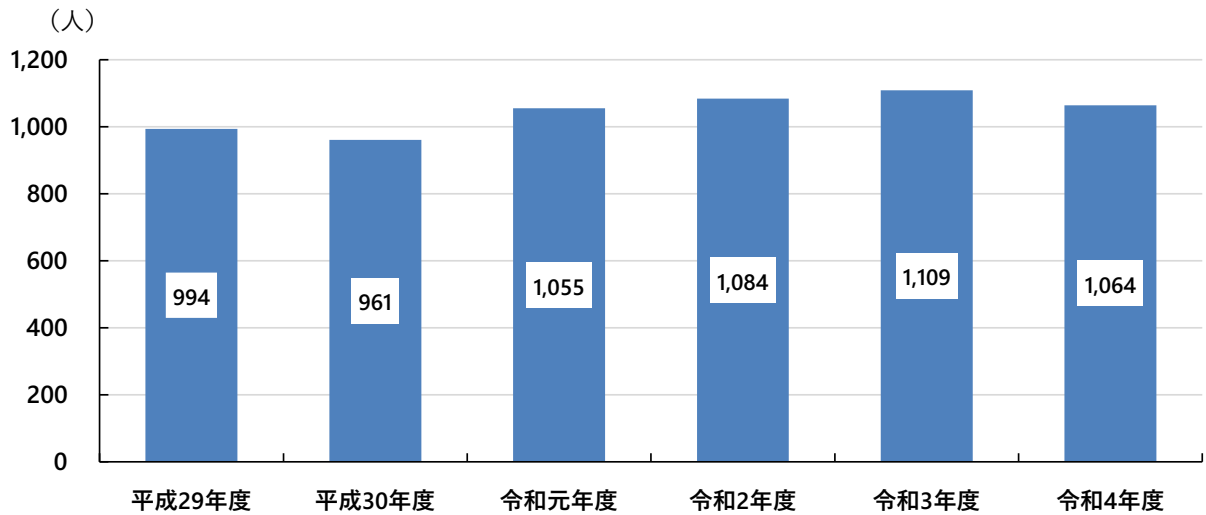
図表 17 精神障害者保健福祉手帳所持数の推移（年齢別）



②自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）の利用者数の推移をみると、多少の増減はあるものの増加傾向で推移しています（図表 18）。

図表 18 自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移



資料：荒尾市（各年度末現在）

(7) 障がい児の就学の状況

本市の特別支援学級は、すべての小中学校（小学校10校、中学校3校）に設置されており、学級数及び在籍する生徒・児童数は年々増加しています（図表19）。

通級指導教室の児童・生徒数は、令和5年現在、小学校で36人、中学校で9人となっています（図表20）。

保育所・認定こども園における障がい児は、令和5年4月1日現在、在籍児総数の1,590人に対し42人となっており、加配保育士数は28人となっています（図表21）。

特別支援学校の在籍状況は、令和5年4月1日現在、計77人となっており、うち、70人が荒尾支援学校に在籍しています（図表22）。

図表19 特別支援学級の状況

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	設置校数（校）	10	10	10	10	10
	学級数（学級）	27	29	31	29	32
	児童数（人）	113	116	139	155	169
	全児童数（人）	2,759	2,688	2,674	2,633	2,587
中学校	設置校数（校）	3	3	3	3	3
	学級数（学級）	10	9	10	13	14
	生徒数（人）	37	35	47	60	63
	全生徒数（人）	1,226	1,222	1,223	1,240	1,234

資料：荒尾市（各年5月1日現在）

図表20 通級指導教室の児童生徒数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	40	37	31	32	36
中学校	4	9	13	8	9
合計	44	46	44	40	45

資料：荒尾市（各年5月1日現在）（単位：人）

図表21 保育所・認定こども園における障がい児の在籍状況

	3歳未満	3歳	4歳以上	合計
在籍児数	562	303	725	1,590
在籍障がい児数	5	6	31	42
加配保育士数	28			28

資料：荒尾市（令和5年4月1日現在）（単位：人）

図表22 特別支援学校在籍状況

学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	合計
荒尾支援学校	0	25	18	27	70
熊本盲学校	0	0	0	1	1
ひのくに高等支援学校	0	0	0	5	5
かがやきの森支援学校	0	0	1	0	1
合計	0	25	19	33	77

資料：荒尾市（令和5年4月1日現在）（単位：人）

第3章 計画の基本方針

1 国の基本指針等を踏まえた対応

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は国から示される「基本指針」に沿って策定することになっています。

基本指針において示されている令和8年度までの成果目標は次のとおりです。

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

2 国の基本指針に基づく成果目標の設定

成果目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設入所から地域生活へ移行する人の増加

<国の基本指針>

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②福祉施設入所者数の減少

<国の基本指針>

令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上減少させることを基本とする。

【本市の目標】

本市では、令和4年度末時点の福祉施設入所者は、82人ですが、令和5年7月末時点では79人となっています。令和6年度から令和8年度までに、福祉施設を退所し地域生活へ移行する人数を5人とし、新たに福祉施設に入所する障がい者数を毎年度1人ずつ（3か年で計3人）とします。

項目		数 値	考え方
令和4年度末時点における入所者	A	82人	令和5年3月31日の福祉施設入所者数
令和8年度末時点における入所者	B	77人	令和9年3月31日の福祉施設入所者数
【目標値】減少見込み	A - B	5人 (6.1%)	差引減少見込み数 (国の目標：5%以上)
【目標値】令和6年度から令和8年度までの地域生活移行者数		5人 (6.1%)	福祉施設入所からグループホーム等へ移行した者の数（国の目標：6%以上）

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催

【本市の目標】

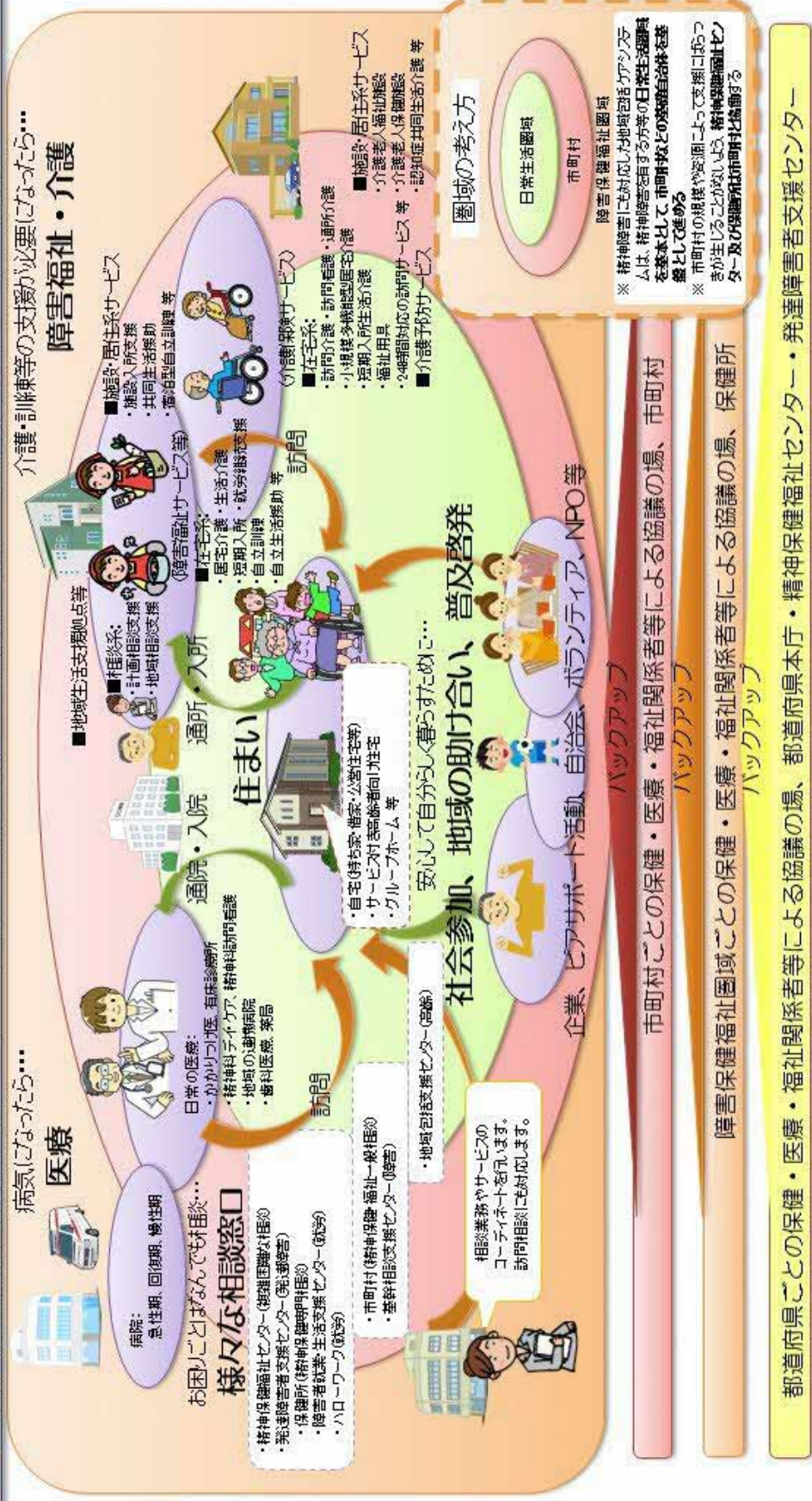
精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療、福祉関係者等が連携し、地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。有明圏域では、有明地域精神保健福祉連絡会と、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会地域移行支援プロジェクトチーム会議を協議の場とし、地域包括ケアシステムの構築の推進に努めます。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	0	0	6	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	0	0	103	88	88	88
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	0	0	1	1	1	1

図表 23 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築イメージ図

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通して、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者ピアサポーター、家族、居住支援関係者などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



出典：厚生労働省

成果目標3 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の整備

<国の基本指針>

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。

②地域生活支援拠点等の機能の充実のための効果的な支援体制の構築・推進並びに年1回以上の支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどの効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

【本市の目標】

有明圏域では、令和2年5月から、面的整備型として地域生活支援拠点等の運用を開始しました。地域生活支援拠点等の機能の充実のため、有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会にて、年一回運用状況を検証及び検討します。また、有明圏域内にコーディネーターを配置し、令和7年度に設置予定の基幹相談支援センターと連携しながら効果的な支援体制の構築に努めます。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数（回）	1	1	1	2	2	2
コーディネーターの配置数（箇所）	-	-	-	0	2	2

③強度行動障がい者を有する者の支援ニーズの把握及び支援体制の整備【新規】

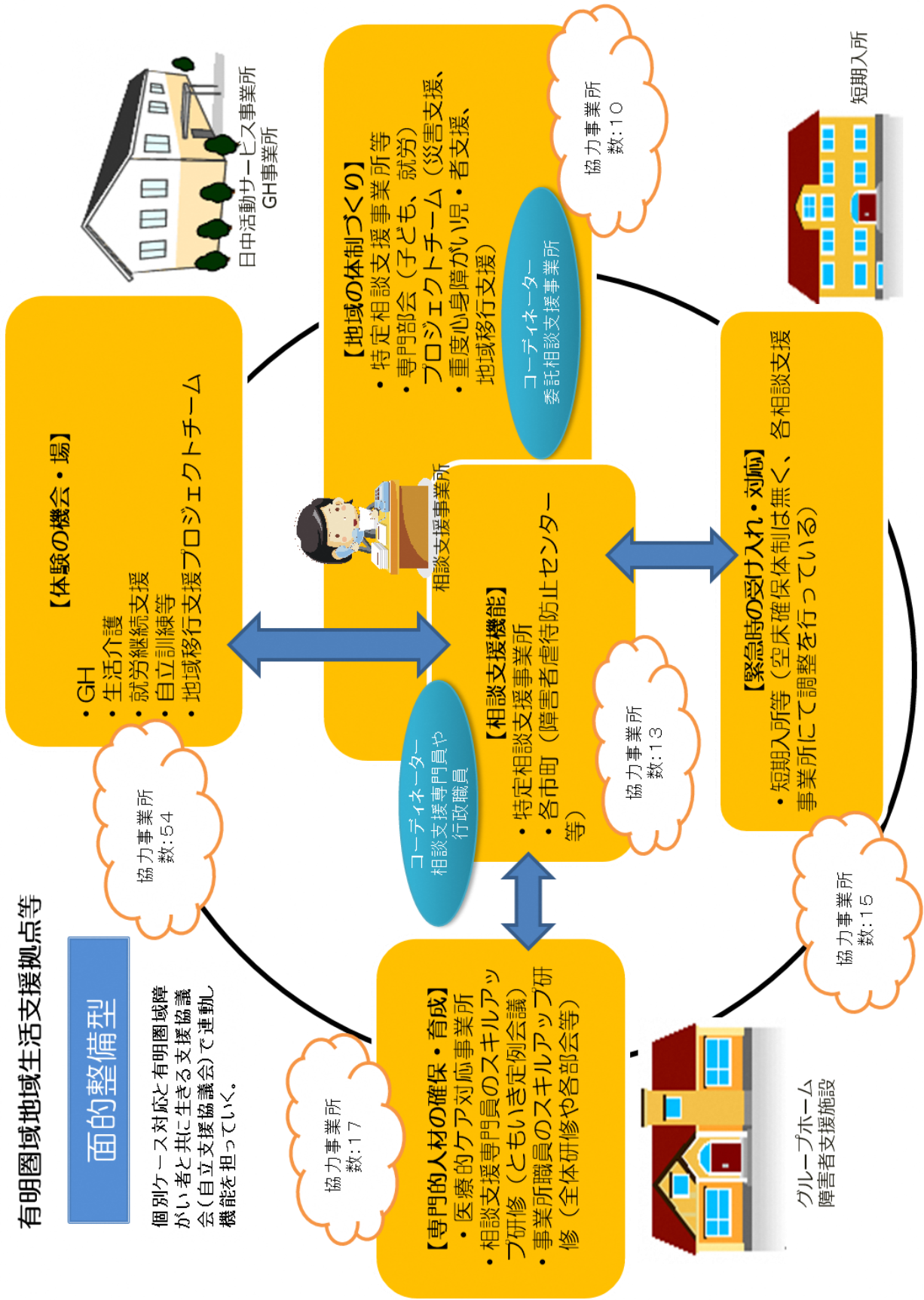
<国の基本指針>

令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【本市の目標】

本市では、強度行動障がいのある本人及び家族の支援ニーズの把握を行い、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

図表 24 地域生活拠点のイメージ図



成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労に移行する者の数の増加

<国の基本指針>

令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援事業については、令和8年度末の移行実績が令和3年度の実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については、1.29倍以上、就労継続支援B型事業については、1.28倍以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

本市の令和3年度中の一般就労への移行者数は21人です。国の基本指針に即し、令和8年度中の移行者数を29人とします。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	21人 (内訳) 就労移行利用者 7人 就労A利用者 12人 就労B利用者 2人	令和3年度に就労移行支援事業等のサービスを利用し、一般就労した者の数
【目標値】 令和8年度末の一般就労移行者数	29人 (1.38倍)	令和8年度に就労移行支援事業等のサービスを利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和3年度の1.28倍以上)
【目標値】 令和8年度末における、就労移行支援事業からの一般就労移行者数	10人 (1.43倍)	令和8年度に就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和3年度の1.31倍以上)
【目標値】 令和8年度末における、就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	16人 (1.33倍)	令和8年度に就労継続支援A型事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和3年度の1.29倍以上)
【目標値】 令和8年度末における、就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	3人 (1.5倍)	令和8年度に就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する者の数 (国の目標：令和3年度の1.28倍以上)

(注)「一般就労」とは、一般に企業等に就職すること及び在宅就労すること、自ら起業することを指します。

②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合の増加【新規】

<国の基本指針>
 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

本市では、有明圏域内にある就労移行支援事業所を対象とし、令和8年度末において、一般就労への移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合を50%とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度末においての就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	令和8年度末において就労移行率が5割以上を達成した就労移行支援事業所の総事業所に占める割合 (国の目標：5割以上)

③一般就労後の就労定着支援事業の利用者数の増加

<国の基本指針>
 令和8年度中の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

【本市の目標】

本市の令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数は5人です。国の基本指針に即し、令和8年度中の移行者数を8人とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	8人 (1.6倍)	令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者の数 (国の目標：令和3年度の1.41倍以上)

④就労定着率の増加

<国の基本指針>
 令和8年度中の就労定着支援事業の就労定着率[※]が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

※就労定着率：過去3年間の利用者数のうち、前年度末日時点で就労継続中の者の割合。新規指定の場合は過去3年間就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の数のうち、指定月の前月末日時点で就労継続中の者の割合。

【本市の目標】

本市では、有明圏域内にある就労定着支援事業所を対象とし、令和8年度中において、就労定着率が7割以上の事業所の割合を50%とします。

項目	数値	考え方
【目標値】 令和8年度中において就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	50%	令和8年度中において就労定着率が7割以上を達成した就労定着支援事業所の総事業所に占める割合 (国の目標：2割5分以上)

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

<国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

【本市の目標】

有明圏域において、児童発達支援センターを1ヶ所設置しています。引き続き、児童発達支援センターと連携を図り、地域療育支援体制の充実に努めます。

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

<国の基本指針>

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【本市の目標】

障がい児の地域社会への参加・包容を推進する観点から、保育所等訪問支援、巡回支援専門員整備事業を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行なう体制を構築します。本市では、令和8年度末までに、市内において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

【本市の目標】

本市において、令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。

④医療的ケア児等に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【本市の目標】

本市では、令和8年度末までに、有明圏域において協議の場を共同設置し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携に努めます。また、母子保健部局と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

成果目標 6 相談支援体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の強化を図るための体制の確保

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

【本市の目標】

本市では、総合的・専門的な相談支援体制を実施する体制を確保するために、令和8年度末までに、有明圏域において、基幹相談支援センターの設置に努めます。基幹相談支援センターの整備が整うまでは、その役割を有明圏域で「障害者相談支援事業」を実施する4つの相談支援事業所が担うことで地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。

②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び取組実施のための協議会の体制確保【新規】

<国の基本指針>

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【本市の目標】

有明圏域では、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、教育、医療関係者、行政機関等で構成する「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を設置しています。地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするために、協議会の体制確保に努めます。

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置 （設置の有無）	無	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	0	11	11
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	0	11	11
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	0	25	25
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	0	5	5

区分	第7期（見込み）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）	0	1	1
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	5	5	5
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）	132	132	132
協議会の専門部会の設置数（箇所）	2	2	2
協議会の専門部会の実施回数（回）	9	9	9

成果目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針>

令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

【本市の目標】

本市では、都道府県等が実施する研修への積極的な参加等により、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	4	7	7	8	8	8
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有	有	有	有
（共有する体制が有の場合） それに基づく実施回数（回）	12	12	12	12	12	12

3 障がい福祉サービス等の必要量見込みと確保の方策

(1) 障がい福祉サービスの見込み量

①訪問系サービス

障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活できるよう、自宅等を訪問し日常的な介護を行う「居宅介護」や「重度訪問介護」等のサービスを提供します。このほか、外出時の移動支援を行う「同行援護」や「行動援護」等のサービスを提供します。

本市では、相談支援専門員と連携し、適切にサービスが利用できるような努めます。また、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、サービス提供体制の整備を推進します。

(ア)居宅介護

障がい者の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数・利用量を見込んでいます。精神科病院入院患者が地域生活に移行した際の利用も含めています。

区分		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込	77	82	87	89	93	97
	実績	80	86	85	—	—	—
利用時間 (時間/月)	見込	1,463	1,558	1,653	1,513	1,581	1,649
	実績	1,435	1,372	1,409	—	—	—

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

(イ)重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要である障がい者に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	見込	3	3	3	2	2	2
	実績	2	1	1	—	—	—
利用時間 (時間/月)	見込	246	246	246	176	176	176
	実績	166	97	83	—	—	—

(ウ) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出時において、当該障がい者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	14	14	14	20	21	22
	実績	16	18	19	—	—	—
利用時間 （時間/月）	見込	406	406	406	540	567	594
	実績	420	467	526	—	—	—

(工) 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がい者に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	2	2	2	4	4	4
	実績	2	3	3	—	—	—
利用時間 （時間/月）	見込	16	16	16	32	32	32
	実績	20	18	19	—	—	—

(オ) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

県内には重度障害者等包括支援を提供する福祉事業所がなく、今後も事業所新設の見込みはないため、本計画期間中も利用量を見込んでいません。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—
利用時間 （時間/月）	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	—	—	—

②日中活動系サービス

介護を必要とする重度の障がい者に対し、日中において必要な介護を受ける「生活介護」のほか、家族等の休息や就労、緊急時に支援を行う「短期入所」等のサービスを提供します。また、障がい者が自立した生活を送るために必要な「自立訓練」や、就労支援を行う「就労移行支援」、「就労継続支援」等のサービスを提供します。

本市では、障がい者が身近な地域で希望するサービスを利用できるように、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、定員数の増加等のサービス提供体制の整備を推進します。

(ア)生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

市内の既存事業所における定員数の増加等や総量規制に該当するサービスであることを勘案し、今後の利用者数を見込んでいます。また、利用量は1か月当たり平均21日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	159	181	192	162	166	168
	実績	158	160	160	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	3,339	3,801	4,032	3,402	3,486	3,528
	実績	3,402	3,286	3,352	—	—	—

※人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

(イ)自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均20日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	20	20	20	20	20	20
	実績	19	0	0	—	—	—

(ウ) 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のために支援が必要な知的障がい・精神障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練を行うサービスです。また、宿泊型自立訓練は、日中の訓練とともに共同生活の場を提供するサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数・利用量を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	4	4	4	3	3	3
	実績	3	3	3	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	104	104	104	72	72	72
	実績	84	68	60	—	—	—
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	見込	—	—	—	3	3	3
	実績	—	—	—	—	—	—

(工) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。

新規利用による増加及び一般就労や期間到達による減少を勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均18日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	20	21	22	16	17	18
	実績	14	14	15	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	360	378	396	288	306	324
	実績	246	229	260	—	—	—

(オ)就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行うサービスです。

新規利用による増加を勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均21日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	145	155	165	182	197	212
	実績	150	155	167	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	3,045	3,255	3,465	3,822	4,137	4,452
	実績	3,115	3,132	3,350	—	—	—

(カ)就労継続支援（B型）

一般就労が困難な障がい者に対し、働く場（雇用契約を締結しない）を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行うサービスです。

市内の既存事業所における定員数の増加等や総量規制に該当するサービスであることを勘案し、今後の利用者数を見込んでいます。また、利用量は1か月当たり平均18日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	104	114	124	117	127	137
	実績	95	105	107	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	1,872	2,052	2,232	2,106	2,286	2,466
	実績	1,634	1,734	1,848	—	—	—

(キ)就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対し、就労に伴う生活面の課題への対応、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

福祉施設利用者の一般就労への移行者数を勘案し、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	12	12	12	6	7	8
	実績	8	5	5	—	—	—

(ク)就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。新たなサービスであり、本市における就労アセスメント実施実績より利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	-	-	-	-	5	5
	実績	-	-	-	-	-	-

(ケ)療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移等から勘案し、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	24	24	24	22	22	22
	実績	23	22	22	-	-	-

(コ)短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気などの理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移等から勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均6日としています。

■福祉型短期入所

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	40	55	60	31	36	41
	実績	23	22	26	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	240	330	360	186	216	246
	実績	103	94	94	—	—	—

■医療型短期入所

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	3	5	7	5	6	7
	実績	2	4	4	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	18	30	42	30	36	42
	実績	11	12	11	—	—	—

③居住系サービス

障がい者がひとり暮らしを継続できるように相談支援を行う「自立生活援助」や、共同生活の場としての「共同生活援助」、在宅生活が困難な障がい者が入所する「施設入所支援」を提供します。

本市では、障がい者が地域において安心して生活していくことができるよう、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、サービス提供体制の整備を推進します。

(ア)自立生活援助

施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしへ移行した障がい者に対し、定期的な居宅の訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を勘案して、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	4	4	4	2	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—
精神障がい者の 自立生活援助	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—

(イ)共同生活援助（グループホーム）

日常生活上の援助を必要とする障がい者に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の支援を行うサービスです。

これまでの利用者数推移から利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	76	81	87	94	101	108
	実績	73	80	87	—	—	—
利用者数のうち 重度障がい者 （人/月）	見込	—	—	—	10	11	12
	実績	—	—	—	—	—	—
精神障がい者の 共同生活援助	見込	22	22	24	31	33	36
	実績	23	25	27	—	—	—

(ウ)施設入所支援

福祉施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事等の支援を行うサービスです。

地域生活に移行し施設を退所する利用者と新規の利用者の数を想定し、見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	81	80	79	79	78	77
	実績	80	81	79	—	—	—

④相談支援

サービスを利用する障がい者に対して、サービス等利用計画を作成し、適切なサービス利用ができるようケアマネジメントを行うとともに、障がい者の意思決定や地域移行、自立に向けた支援を行います。

本市では、必要とされる相談支援件数に対応できるよう、福祉事業所に対して相談支援専門員の研修等に関する情報を提供することで、相談支援専門員の拡充等のサービス提供体制の整備を推進します。

(ア)計画相談支援

障がい者が、サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。また、一定期間ごとに計画の見直しを行います。

新たにサービスを開始する利用者に関するサービス等利用計画の作成を勘案し、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	104	114	117	110	114	117
	実績	104	106	102	—	—	—

(イ)地域移行支援

施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活への移行に関する相談や支援を行うサービスです。

福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を勘案し、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	4	4	4	3	3	3
	実績	0	0	0	—	—	—
精神障がい者の 地域移行支援	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—

(ウ)地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応を行うサービスです。

福祉施設や精神科病院からの自宅等での生活への移行を勘案し、利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/年）	見込	3	3	3	3	3	3
	実績	0	0	0	－	－	－
精神障がい者の 地域定着支援	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	0	0	0	－	－	－

⑤発達障がい者等に対応する支援

保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

項目		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数（回）	ペアレントプログラム	0	0	0	0	0	6
	ペアレントトレーニング	0	0	0	0	6	6
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）		－	－	－	5	5	5

(2) 児童福祉法上のサービスの見込み量

①障がい児通所支援

障がい児に対し、福祉事業所において、日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を行う「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を提供します。

本市では、相談支援専門員と連携し、適切にサービスが利用できるよう努めます。また、福祉事業所に対してニーズの高いサービスに関する情報を提供することで、定員数の増加等のサービス提供体制の整備を推進します。

(ア)児童発達支援

障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。未就学の児童が対象です。

新規利用による増加及び年齢到達による減少を勘案し、利用者数を見込んでいます。利用量は1か月当たり平均8日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	64	69	74	85	90	95
	実績	86	85	75	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	640	690	740	680	720	760
	実績	692	579	520	—	—	—

(イ)医療型児童発達支援

肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0	—	—	—
利用時間 （人日/月）	見込	8	8	8	8	8	8
	実績	0	0	0	—	—	—

(ウ)居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービスです。

これまでの利用者数の推移から利用者数を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	0	－	－	－
利用時間 （人日/月）	見込	8	8	8	8	8	8
	実績	1	1	0	－	－	－

(エ)放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や休校日等において、生活能力向上のための訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行うサービスです。

利用者数・利用量とも増加傾向であるため、今後も利用者数・利用量ともに増加すると見込んでいます。利用量は1か月当たり平均13日の利用としています。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	156	166	176	217	237	257
	実績	163	181	197	－	－	－
利用時間 （人日/月）	見込	2,028	2,158	2,288	2,821	3,081	3,341
	実績	1,839	1,937	2,171	－	－	－

(オ)保育所等訪問支援

保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育機関の支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練や支援方法等の指導等を行うサービスです。

今後の新規利用者に対応した利用者数・利用量を見込んでいます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	5	5	5	7	9	11
	実績	1	3	5	－	－	－
利用時間 （人日/月）	見込	10	10	10	14	18	22
	実績	1	5	6	－	－	－

②障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、障害児支援利用計画を作成するサービスです。また、一定期間ごとに計画の見直しを行います。

本市では、必要とされる相談支援件数に対応できるよう、福祉事業所に対して相談支援専門員の研修等に関する情報を提供することで、相談支援専門員の拡充等のサービス提供体制の整備を推進します。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人/月）	見込	63	64	67	74	77	81
	実績	59	65	64	—	—	—

③医療的ケア児等コーディネーターの配置数

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行うとともに、地域における課題の整理を行い医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を持つ専門員です。

本市では、母子保健部局と連携し、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数 （人）	見込	1	1	1	2	2	2
	実績	0	0	0	—	—	—

④子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入れについて、これまでの実績と同程度の見込みとしています。

本市では、子ども・子育て支援事業と障がい者施策との連携により、障がい児の保育所等への受入れなど、障がい児支援の体制づくりに努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所での受け入れ （人）	見込	28	28	28	28	28	28
	実績	31	25	28	-	-	-
認定こども園での 受け入れ（人）	見込	7	7	7	12	12	12
	実績	9	11	12			
放課後児童健全育成事 業での受け入れ（人）	見込	9	9	9	15	15	15
	実績	16	14	15	-	-	-

(3) 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する障がい者の状況に応じて市町村が実施するものです。「地域生活支援事業」には、必ず実施しなければならない「必須事業」と、市町村の判断で独自に実施する「任意事業」があります。これらの事業に対し、必要量を見込んでいます。

①必須事業

(ア)理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいに関する理解を深めるための研修会やイベント開催、啓発活動を行う事業です。本市では、講演会や研修会等の実施により、障がいに関する理解の促進に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業 （実施の有無）	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

(イ)自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート・災害対策・孤立防止活動・ボランティア活動等）を支援する事業です。

本市では、障がい者団体等が地域において自発的に行う事業を支援することで、障がい者と共生できる地域づくりを推進します。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業 （実施の有無）	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

(ウ)相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

本市では、「障害者相談支援事業」について、有明圏域において、4つの相談支援事業所（身体障がい（1ヶ所）・知的障がい（2ヶ所）・精神障がい（1ヶ所））により実施しています。障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行います。

また、「基幹相談支援センター」については、有明圏域において、令和7年度の設置に努めます。

「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」については、同様の支援を「地域移行支援」、「地域定着支援」により対応します。

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい者等からの福祉や医療、就労、経済的な相談に応じて、必要な情報の提供や助言による支援を行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターは、相談支援の拠点として、障がい者の権利擁護や虐待防止、地域移行の推進等に対して中核的に取組む役割を担うものです。 基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門的な職員を配置することで、相談支援機能の強化を図る事業です。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸住宅等へ入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談や助言等を行うことで、障がい者の地域生活を支援する事業です。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業 （実施か所数）	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4	-	-	-
基幹相談支援センター 等機能強化事業 （実施の有無）	見込	無	無	有	無	有	有
	実績	無	無	無	-	-	-
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業） （実施の有無）	見込	無	無	無	無	無	無
	実績	無	無	無	-	-	-

(工) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し成年後見制度の申立てに必要な経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬を助成する事業です。

本市では、成年後見制度や事業内容の周知に努めることで制度の利用を促進し、障がい者の権利擁護に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 支援事業（件/年）	見込	3	4	5	3	3	3
	実績	1	1	1	-	-	-

(才) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見を実施する団体に対し、後見等の業務を適正に行うことができる体制の整備を支援する事業です。

本市では、法人後見を実施する法人の確保及び支援に努め、障がい者の権利擁護を推進します。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業 （実施の有無）	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【現状と課題】

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力不十分な方々を保護し、支援するが成年後見制度です。

今や、障がいのある子をもつ親が、親がいなくなった後のこどもの生活支援や財産管理をどうするのかという「親亡き後問題」は、社会的問題といっても過言ではありませんが、成年後見制度はこれらの人々を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。

本市では、権利擁護支援の中心的な役割を担う中核機関である荒尾市権利擁護推進センターを荒尾市社協成年後見センター（荒尾市社会福祉協議会内）に委託により設置し、地域連携ネットワークを整備していくことで、成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるような地域体制の構築を目指します。

【主な取組】

①成年後見制度及び権利擁護推進センターの役割、周知の強化

事業の概要	担当部署
センター作成のチラシや成年後見制度を周知するためのパンフレットを、センターや市の窓口に来所した相談者や研修の参加者へ配布します。 また、センターや市による成年後見制度に関する出前講座、専門職向けのセミナーを開催し、制度の周知に取り組むことで、早期にセンターの相談窓口につながるようにします。	福祉課 保険介護課

②成年後見制度の利用支援の強化

事業の概要	担当部署
成年後見制度の利用を含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、本人や関係者からの相談に応じ、市長申立および権利擁護推進センターが適切に成年後見制度利用できるよう支援を行います	福祉課 保険介護課

評価指標	実績			数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市(福祉課、保険介護課)や権利擁護推進センターにおける申立て及び申立てに関わった件数	8件	14件	10件	12件	12件	12件

(力) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣や設置することにより、聴覚や言語機能等の障がいのために意思の疎通に支障がある障がい者を支援する事業です。

本市では、利用のニーズに応じた手話通訳者の派遣や設置に努めることで、障がい者の意思疎通支援の充実を図ります。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業実利用者数 （件/年）	見込	90	95	100	100	105	110
	実績	61	50	80	-	-	-
手話通訳者設置事業 （実施か所数）	見込	2	2	2	2	2	3
	実績	2	2	2	-	-	-

(キ) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行う事業です。

本市では、手話奉仕員を養成することで、聴覚障がい者の意思疎通の支援に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業 （講習修了者数） （人/年）	見込	6	6	6	6	6	6
	実績	4	8	8	-	-	-

(ク) 日常生活用具給付等事業

本市では、利用のニーズに対応した用具の給付等に努めることで、障がい者の自立した生活を支援します。

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットの身体介護を支援する用具や障がい児の訓練用いす等のうち、障がい者及び介助者が容易に使用できるもので、実用性のある用具。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がい者の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。

サービス名	内容
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽頭、その他の障がい者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者が容易に使用することができるもので、実用性のある用具。
排せつ管理支援用具	ストマ装具、その他の障がい者の排せつ管理を支援するもので、実用性のある用具。
居宅生活動作支援用具 (住宅改修費)	障がい者の居宅生活動作等を円滑にするための用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

区分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具(件/年)	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	7	8	2	-	-	-
自立生活支援用具(件/年)	見込	7	7	7	9	9	9
	実績	10	8	8	-	-	-
在宅療養等支援用具(件/年)	見込	10	10	10	7	7	7
	実績	6	10	5	-	-	-
情報・意思疎通支援用具(件/年)	見込	60	60	60	50	50	50
	実績	63	25	45	-	-	-
排泄管理支援用具(件/年)	見込	1,360	1,400	1,440	1,480	1,520	1,560
	実績	1,390	1,383	1,400	-	-	-
居宅生活動作補助用具(件/年)	見込	5	5	5	3	3	3
	実績	0	2	2	-	-	-

(ケ)移動支援事業

屋外の移動が困難な障がい者に対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

本市では、移動支援事業を実施し、障がい者の外出支援や社会参加の促進に努めます。

区分		第6期(実績)			第7期(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人/年)	見込	14	15	16	19	20	21
	実績	10	14	19	-	-	-
延べ利用時間数(時間/年)	見込	750	800	850	850	880	900
	実績	669	614	845	-	-	-

(コ)地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能充実を図る事業です。

地域活動支援センターにはⅠ～Ⅲ型の3種類が設定されています。

Ⅰ型は玉名市と大牟田に1ヶ所ずつ、Ⅱ型は玉名市に1ヶ所、Ⅲ型は本市と玉名市に1ヶ所ずつあり、広域的に利用できる状況となっています。

本市では、地域活動支援センターの機能強化に努めることで、創作的活動及び生産活動を通じた障がい者の社会参加を促進します。

Ⅰ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、相談支援を行う施設。

Ⅱ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動、機能訓練や社会適応訓練、入浴等の支援を行う施設。

Ⅲ型：創作的活動及び生産活動の機会の提供等の活動を行う施設。

区分			第6期（実績）			第7期（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	実施箇所数（か所）	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	-	-	-
地域活動支援センターⅡ型	実施箇所数（か所）	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	-	-	-
地域活動支援センターⅢ型	実施箇所数（か所）	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	-	-	-
実利用者数（人/年）		見込	80	90	100	60	70	80
		実績	62	54	43	-	-	-

②任意事業

(ア)福祉ホーム

低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う事業です。

本市では、今後も事業所新設の見込みはないため、利用量を見込んでいません。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム 利用者数（人）	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	1	0	0	-	-	-
福祉ホーム 設置数（か所）	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	1	0	0	-	-	-

(イ)訪問入浴サービス事業

通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な在宅の身体障がい者に対して、訪問入浴車での入浴サービスを提供する事業です。

本市では、訪問入浴サービスの実施により、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人/年）	見込	5	5	5	5	5	5
	実績	4	4	3	-	-	-
延べ利用回数 （回数/年）	見込	350	350	350	540	540	540
	実績	401	347	360	-	-	-

(ウ)日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保する事業です。

本市では、日中一時支援の実施により、障がい者の家族の就労支援や一時的な休息のための支援に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数 （人/年）	見込	53	56	59	60	63	68
	実績	52	54	50	-	-	-
延べ利用回数 （回数/年）	見込	2,100	2,200	2,300	1,400	1,600	1,800
	実績	774	1,093	584	-	-	-

(工)巡回支援専門員整備

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等のこどもや親が集まる施設等を巡回し、相談支援等を行います。

本市では、巡回支援専門員整備の実施により、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備（実施の有無）	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

(オ)社会参加支援

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部の助成を行う事業です。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者のために、広報紙の音訳版である声の広報の発行を行う事業です。

本市では、「自動車運転免許取得・改造助成」については、費用の一部を助成することで障がい者の社会参加を促進します。また、「点字・声の広報等発行」については、市の広報を録音したCDを配布することで、視覚障がい者への市政情報の提供に努めます。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成件数（件/年）	見込	5	5	5	5	5	5
	実績	7	3	6	-	-	-
点字・声の広報等発行（実施の有無）	見込	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有	-	-	-

1 第4次荒尾市障がい者計画の概要

基本理念に基づき、以下の8つの事項を計画の基本的方向と位置づけ、各種施策を推進します。



2 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく荒尾市障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく荒尾市障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び変更並びに計画に定める事項の調査、分析及び評価(以下「策定等」という。)に必要な調査審議を行うため、荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等に必要な事項について調査審議し、必要に応じて市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者等
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を

開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

3 荒尾市障害者計画及び障害福祉計画策定等委員会名簿

No.	団体・機関	役職	氏名
1	荒尾市社会福祉協議会	事務局長	◎塚本 雅之
2	九州看護福祉大学	社会福祉学科 准教授	○李 玄玉
3	荒尾市医師会	理事	松山 公明
4	熊本県有明保健所	総務福祉課長	福田 公博
5	荒尾警察署	生活安全課長	岩下 憲一郎
6	荒尾消防署	署長	村上 重徳
7	荒尾市校長会	清里小学校長	村上 豊優
8	県立荒尾支援学校	校長	福田 文子
9	玉名公共職業安定所	統括職業指導官	中村 武将
10	荒尾市民生委員児童委員協議会連合会	障がい者部会 副部会長	池田 佳寿子
11	荒尾市保育協議会	桜山保育園園長	伊藤 美佳子
12	荒尾市身体障害者福祉協会	視覚障がい者福祉協会 会長	藪内 智佳子
13	荒尾市手をつなぐ育成会	事務局員	中嶋 真也
14	荒尾・長洲地域精神障がい者家族会	会長	近藤 辰夫
15	発達支援の会スマイルハート	代表	藤本 珠美
16	荒尾市ボランティア連絡協議会	会長	松下 さえ子
17	有働病院	外来看護課 課長	久富 沙知
18	荒尾市社会福祉事業団	理事長	川口 雅明
19	わがんせ	事務局長	飯田 崇史
20	ワンピース	管理者	本村 達弥
21	たまきな荘	児童発達支援管理責任者	山下 裕子
22	荒尾市福祉事務所	所長	橋本 張幸

◎委員長 ○副委員長

任期：令和5年6月1日～令和8年3月31日

第7期荒尾市障がい福祉計画

令和6年3月

発 行 荒尾市 福祉課
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目 390 番地
TEL 0968-63-1406
FAX 0968-62-2881
